

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

平成19年9月28日
京都市規則第40号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(要望等の記録)

第2条 条例第6条の規定による要望等の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 要望等を受けた日
- (2) 要望等を受けた場所
- (3) 要望等を受けた方法
- (4) 要望等を行ったものの氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつては、名称並びに要望等を直接行った者の所属、役職、氏名及び連絡先）
- (5) 要望等を受けた職員の所属、役職及び氏名
- (6) 要望等の内容
- (7) 要望等を行ったものに対し、その場で対応した内容

2 条例第7条の規定による不正な言動を伴う要望等の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項。ただし、要望等が書面によりなされた場合において、当該書面に当該事項が記載されているときは、この限りでない。
- (2) 不正な言動の内容
- (3) 不正な言動に対し、その場で講じた措置

3 前2項の規定にかかわらず、要望等の内容が軽易又は定型有的时候その他実施機関等が相当の理由があると認めるときは、これらの規定に規定する事項の一部を記録しないことができる。

(事案の引継ぎ)

第3条 職員は、当該職員以外の職員の職務に関する要望等を受けたときは、当該職務を担当する職員に要望等の内容を伝え、適切に引き継ぐものとする。

2 前項の規定により要望等を引き継いだ職員は、条例及びこの規則の規定に基づき、当該要望等を適切に処理するものとする。

(記録の内容の確認)

第4条 要望等を記録した職員（前条第1項の規定により要望等の引継ぎがなされたときは、引継ぎを受けた職員）は、要望等を行ったものから記録の内容の確認を求められたときは、速やかに当該記録又はその写しを、要望等を行ったものに提示するものとする。

2 実施機関等は、前項の規定による確認の結果、必要があると認めるときは、記録の訂正、追加又は削除を行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 実施機関等は、不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等があったと認める場合において、条例第9条に基づきその内容の公表を行うときは、あらかじめ当該要望等を行ったものに対し、警告を行うとともに、弁明の機会を付与するものとする。ただし、公益上、緊急に当該公表を行う必要があるときその他弁明の機会を付与しないことに相当の理由があるときは、この限りでない。

(市長への報告)

第6条 市長以外の実施機関は、条例第8条の規定により提出された要望等の件数及びその概要、条例第9条第1項の規定により実施機関等が講じた措置等について、毎年、市長に報告しなければならない。

(審議会の会長及び副会長)

第7条 京都市公正職務執行審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第8条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、行財政局において行う。

(審議会に関する補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、行財政局人事担当局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。